介護保険のサービスのしくみについて

介護保険はお住まいの地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となり、保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を負担することで、介護保険サービスを利用できます。

また、介護保険サービスを利用するには、要介護認定を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。サービスの運営は、市町村が行っています。

■認定の手続きについて

1. 地域包括支援センターや市町村の窓口にご相談ください。（※新規の相談・申請は、各地域包括支援センターで受けています。お住まい地区の地域包括支援センターまでお問い合わせください。）

事　業　所　名	電話番号	FAX番号
南阿蘇村久木野包括支援センター	0967 (67) 3099	0967 (67) 2317
南阿蘇村長陽包括支援センター	0967 (65) 8456	0967 (67) 2503
南阿蘇村白水包括支援センター	0967 (62) 9397	0967 (62) 9689

2. 申請をすると、公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。
（申請→訪問調査→主治医の意見書→コンピュータによる一時判定→介護認定審査会による2次審査・判定→市町村による認定→本人への通知）〔※申請から認定まで1カ月半程度時間がかかります〕

介護サービスには「介護給付」と「予防給付」の2つがあります

【介護給付】…主に介護のための給付で、対象は「要介護1～5」と認定された人です。

■在宅でサービスを利用する人

居宅介護支援事業者のケアマネージャー（介護支援専門員）にケアプラン（介護サービスの計画書）の作成を依頼し、そのケアプランに基づきサービスが提供されます。

■施設に入所する人

入所した施設でケアマネージャーがケアプランを作成し、そのケアプランに基づきサービスが提供されます。

〈サービスの種類〉

「居宅サービス」「施設サービス」「地域密着型サービス」など

【予防給付】…主に「要支援1～2」と認定された人が対象で、そのケアマネジメント（居宅介護支援）は次の流れとなります。

①地域包括支援センターによるアセスメント（客観的に評価すること）
②利用者の状態に応じた目標の設定
③介護予防ケアプランの作成
④ケアプランに基づいたサービスの利用による、効果の定期的なチェック

〈サービスの種類〉

「予防サービス」「介護予防支援サービス」「地域密着型介護予防サービス」など

介護予防サービスは状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。
出来ないことを補助するだけでなく、利用者本人の出来ることを増やし、いきいきとした生活を送れるよう支援します。

【非該当の場合】…介護保険からの予防給付や介護給付は受けることは出来ませんが、状態によっては、地域支援事業の介護予防サービスを利用できます。

介護サービス負担割合変更のお知らせ

平成30年8月から現役並みの所得のある人は、介護サービスを利用した時の負担割合が3割になります。〔ただし、月額44,400円の上限あり〕

(問1) 見直しが行われる理由は？

(答) 介護保険制度を今後も持続可能なものとし、世代内・世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担を求める観点から、負担能力のある人については、ご負担をお願いするためです。

(問2) 3割負担になるのはどういう人ですか？

(答) 65歳以上の人で、合計所得金額が220万円以上の人です。
ただし、合計所得金額が220万円以上であっても、世帯の65歳以上の人の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で340万円、2人以上の世帯で463万円未満の場合は2割負担または1割負担になります。

※「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除などの控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。

(問3) 3割負担になるのはいつからですか？

(答) 平成30年8月1日以降に介護サービスを利用されたときからです。

(問4) 2割負担から3割負担になった人は、全員月々の負担が1.5倍になるのですか？

(答) 月々の利用者負担額には上限があり、上限を超えて支払った分は「高額介護サービス費」が支給されますので、すべての人の負担が1.5倍になるわけではありません。

(問5) 1割負担の基準は変わるのですか？

(答) 今回の見直しは、現役並みの所得のある人の負担割合を3割とするものですので、1割負担の基準は変わりません。

(問6) どうやって自分の負担割合を知ることができるのですか？

(答) 要介護・要支援認定を受けた人は、毎年6～7月頃に、どの負担割合の人も、役場から負担割合が記された「負担割合証」が交付されます。
この負担割合証を「介護保険被保険者証」と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設に提出してください。

(問7) 介護サービスを利用していないのですが、介護保険料は納めなければならないのですか？

(答) 介護保険制度は、国民の助け合いの精神に基づき被保険者が相互に保険料を負担し合うという「社会保険方式」になっています。介護保険制度を維持していくためにも、確実に納めていただくようお願いします。

〈問い合わせ〉健康推進課 介護保険係　TEL (67) 2704